

質問No.	質問事項	回答
1	<p>本業務は基本計画策定の段階であるため、本業務を受託した企業及び協力会社は、本事業が事業化された場合（＝事業者募集の段階）においては、応札への制限は発生しないと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務の成果のうち、本アリーナを事業化した際の事業者公募等に影響を及ぼす情報（事業収支の試算結果等）については、非公開（秘密）として取扱い、受託者が第三者に漏らすことを「契約書（案）」第7条（秘密の保持）（※）において禁じています。また、市が再委託を承認した場合、再委託の相手方も当該条項を遵守する必要があります。</p> <p>これを前提として、現時点では事業主体や事業手法等は未定であるものの、事業者公募等における、本業務の受託者及び再委託の相手方に対する制約は、設けないことを想定しています。</p> <p>なお、本業務の公募型プロポーザル実施要領「3 参加資格」において、「単一の企業等で参加を申請するものとする。」と定めているとおり、本業務及び、本業務の公募型プロポーザルにおいて、「協力会社」という位置づけはありません。</p> <p>（※）契約書（案）（秘密の保持） 第7条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。</p>
2	<p>協力企業がいる場合、様式2、様式3の提出も必要でしょうか。</p>	<p>本業務の公募型プロポーザル実施要領「3 参加資格」において、「単一の企業等で参加を申請するものとする。」と定めているとおり、本業務及び、本業務の公募型プロポーザルにおいて、「協力企業」という位置づけはありません。</p> <p>なお、再委託に関しては、契約書（案）第10条（再委託等の禁止）（※）で定めるとおり、原則的には禁止しているものの、再委託内容が主たる業務ではなく、再委託の相手方、再委託の理由、再委託契約金額等が社会通念上、妥当と認められ、市が承認した場合に限り、再委託が可能です。</p> <p>再委託の相手方となることが見込まれる企業等につきましては、様式2、様式3の提出は不要です。</p> <p>（※）契約書（案）（再委託等の禁止） 第10条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。 2 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に第7条から前条までの規定を準用する旨を明記しなければならない。 3 乙は、前項の再委託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。</p>

質問No.	質問事項	回答
3	様式4 暴力団排除に関する誓約書兼同意書について、捺印不要という理解でよろしいでしょうか。また、注釈3「委託先がある場合は、受任者についても記載ください。」とありますが、協力企業がいる場合、協力企業分の提出も必要という理解でよろしいでしょうか。	様式4 暴力団排除に関する誓約書兼同意書への捺印は不要です。 また、「協力企業」の考え方は、質問No.2の回答をご参照ください。なお、本業務の実施中に、市が再委託を承認した場合は、再委託の相手方も「様式4 暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出が必要となります。再委託の相手方となることが見込まれる企業等につきましては、本業務の公募型プロポーザルにおいて、様式4の提出は不要です。
4	様式6 「契約金額」は消費税込みの金額を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご見解のとおりです。
5	仕様書4 業務内容(1)基本計画の策定支援に、パブリックコメントの実施は貴市にて実施するとの記載がございますが、パブリックコメントの取りまとめ、対応方針の検討・整理は本業務に含まれておりますでしょうか。	パブリックコメントの取りまとめについては、本市にて実施するため、本業務に含まれておりません。なお、本業務の仕様書「4 業務内容(1)基本計画の策定支援」に記載のとおり、パブリックコメントを本市で行ったのち、基本計画案などへ「実施結果を反映」するために必要な、対応方針の検討・整理につきましては、本業務に含まれます。
6	仕様書4 業務内容(2)市場調査の支援に、公募型による市場調査を貴市の主催により実施するとの記載がございますが、想定される実施スケジュールがありましたらご教示ください。	市場調査の支援については、7～8月を予定しております。
7	仕様書4 業務内容(3)関係者ヒアリングの支援に、関係者ヒアリングを貴市の主催により実施すると記載がございますが、想定される実施スケジュールがありましたらご教示ください。	関係者ヒアリングについては、7～8月を予定しております。
8	仕様書6 貸与資料に過年度の報告書は業務受託者に貸与となっておりますが、現時点で開示を頂くことは可能でしょうか(守秘義務の差入れは致します)。特に、別表1に記載されている令和5年度の実施内容に基づいて、精査・検討を行うとされている内容も多いため、事業の理解と提案の精度を高めるためにも、検討状況が把握できる報告書の開示可能性についてお伺いした次第です。	本業務の仕様書「6 貸与資料」に記載されている過年度業務の報告書につきましては、非公表のため、現時点での開示はしません。各業務の仕様書及び、令和5年度 静岡市アリーナ整備調査検討業務の報告書概要版を別添資料としてホームページに掲載します。これらの資料や、本業務の仕様書「5 参考資料」に記載の資料を参考としてください。
9	仕様書6 貸与資料に令和5年度に試算した概算事業費や事業収支は、令和5年度静岡市アリーナ整備調査・検討業務報告書に含まれるという理解ですが、試算の根拠資料(単価や計算ロジック等)も貸与いただける認識でよろしいでしょうか。	ご見解のとおりです。
10	仕様書「別表1」施設計画に関して、令和5年度の検討では、新アリーナで想定される施設規模のボリュームチェックや駐車場の計画なども行われておりますでしょうか。また、事業契約・事業手法の中で、ホテルや商業施設等の付帯施設の整備・運営という記載がございますが、過年度の検討では、付帯施設も含めた計画(配置計画等)がなされているという理解でよろしいでしょうか。	令和5年度の業務において、アリーナの施設規模のほか、駐車場、ホテル等の付帯施設を含めた、アリーナ予定地内の想定レイアウト(3パターン)を検討し、整理しました。

質問No.	質問事項	回答
11	仕様書「別表1」事業計画・事業手法について、「PPP/PFIを採用した場合のVFMを精査」とありますが、令和5年度の業務では、VFMの算定そのものはされているという理解でよろしいでしょうか。或いは、収支試算を行っているがVFMの算定は今回の業務で新たに行うという理解になりますでしょうか。	令和5年度の業務では、従来手法・PFI手法の概算整備費及び、従来手法・PFI手法・民設民営・負担付寄附の概算事業収支を試算し、各手法を比較するとともに、PFI手法を用いた場合の事業収支を試算しました。令和5年度の業務内容を踏まえ、本業務において、公民の費用負担、最適な事業手法等の検討結果をもとにVFMを精査します。
12	実施要領 P3 提出書類は片面使用の場合、A4判の場合は8ページ、A3判の場合は4ページを上限とし、両面使用の場合、A4判の場合は4ページ、A3判の場合は2ページを上限とする認識でよろしいでしょうか。	提出書類は片面使用の場合、A4判の場合は8ページ（8枚）、A3判の場合は4ページ（4枚）を上限とし、両面使用の場合、A4判の場合は8ページ（4枚）、A3判の場合は4ページ（2枚）を上限とします。
13	実施要領 P4 契約予定者の特定は、別表2の審査基準に基づくとされていますが、見積金額は、同一の最高得点を得た参加者が複数存在する場合にのみ評価の対象となるのであり、提案書等の書面審査には見積金額は影響しないという認識でよろしいか。	ご見解のとおりです。